

## 阿見町電子入札実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、阿見町が実施する電子入札について、阿見町契約規則(平成 12 年阿見町規則第 1 号。以下「契約規則」という。)、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程(平成 12 年阿見町訓令第 5 号)、阿見町一般競争入札実施要綱(平成 12 年阿見町告示第 34 号)その他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務について町の使用に係る電子計算機と電子入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 システムを利用して行う入札をいう。

### (電子入札の対象)

第 3 条 電子入札の対象は、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程に基づき決定する契約(同規程第 2 条第 1 号の建設工事に限る。)に係る一般競争入札又は指名競争入札のうち、同規程第 5 条に規定する阿見町競争入札参加資格審査会が電子入札によることが適当と認めたものとする。

### (利用の届出)

第 4 条 入札参加者は、あらかじめシステムの利用にかかる届出を町長に提出しなければならない。

### (入札の公告等)

第 5 条 町長は、電子入札を実施するときは、契約規則第 4 条第 1 項の規定による一般競争入札の公告及び同規則第 18 条第 2 項に規定する指名競争入札の通知の際に、電子入札の対象である旨を明示するものとする。

### (入札書)

第 6 条 町長は、電子入札を行うときは、入札参加者にシステムにより入札書を提出させるものとする。

- 2 町長は、前項の入札書について、あらかじめ受付期間を設定するものとする。
- 3 第 1 項の規定による入札書の提出は、入札金額その他の所定の情報がシステムに登録された時に行われたものとする。
- 4 前項の規定は、システムによる申請及び届出等について準用する。

### (提出書類)

第 7 条 町長は、入札書のほかシステムにより提出させる書類があるときは、その旨を第 5

条に規定する公告及び通知において明示するものとする。

(システム等の不具合等)

第 8 条 町長は、システムの不具合等により電子入札の続行が困難であるときは、電子入札を延期するものとする。この場合において、当該電子入札が指名競争入札に係るものである場合は、入札参加者に指示して入札参加者が入札書を郵便等により提出すること(以下「郵便入札」という。)による入札を行わせることができる。

2 町長は、入札参加者が電子計算機その他のシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等の不具合等によりシステムに接続することができないときは、当該入札参加者の申出に応じて、郵便入札による入札を行わせることができる。

3 町長は、前 2 項の規定により郵便入札による入札を行わせる場合は、入札書と併せて前条の規定により提出させるべき書類を提出させるものとする。

4 前 3 項の規定による郵便入札については、阿見町郵便入札試行実施要綱(平成 21 年阿見町告示第 86 号)第 4 条から第 14 条までの規定を準用する。この場合において、同要綱第 5 条中「あらかじめ指定する期限」とあるのは「別に定める期限」と読み替えるものとする。

(開札)

第 9 条 町長は、第 7 条又は前条第 3 項の規定により提出させる書類に工事費内訳書がある入札を電子入札により行う場合には、工事費内訳書を開札と同時に確認するものとする。

2 町長は、前条の規定により郵便入札を行わせた入札参加者があるときには、開札時に当該入札書記載の入札金額をシステムに登録するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第 10 条 町長は、落札となるべき同一金額の入札をした者が 2 人以上あるときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 9 の規定によるくじ引の手続をシステムにより行うことができる。

2 前項の規定によるくじ引の手続が困難なときには、町長が指定する場所及び日時においてくじ引の手続を行い、落札候補者を決定するものとする。

(入札の無効)

第 11 条 町長は、第 5 条に規定する公告及び入札通知を行う際に、次の各号のいずれかに該当する場合には当該入札を無効とする旨を明示するものとする。

(1) 工事費内訳書の提出が義務付けられているもので、工事費内訳書の提出のない者が入札をしたとき。

(2) 町長の指示によらず、又はその承認を得ずに郵便入札をしたとき。

(3) 同一の案件について、電子入札及び郵便入札の両方の方法により入札したとき。

(4) 入札参加者本人と第三者とを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含むとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、電子入札に関する条件に違反して入札したとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(設備等の準備期間における経過措置)

2 この告示の施行の日から平成32年3月31日までの間、第8条第2項中「とき」とあるのは、「とき又は入札参加者となることを予定している者がシステムへの接続に必要な設備、器具、備品等を有しないためにシステムに接続することができないとき」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。